

【件名】

災害時における協定の締結について

【要旨】

区は、災害時において区の区域内における災害応急対策等の円滑な実施を期するため、様々な団体と協定を締結し、協力体制を確立している。

今回、以下のとおり、災害時における協定の締結について報告する。

1 災害時の特別行政相談活動に関する協定

（1）協定締結先

総務省東京行政評価事務所

（2）主な協定内容

- ① 職員及び行政相談委員の派遣
- ② 特別行政相談所の業務

（3）協定締結日

協定締結先と日程調整のうえ、決定する。

2 災害時における応急対策業務に関する協定

（1）協定締結先

東京都建築士事務所協会中野支部

（2）主な協定内容

- ① 施設の応急危険度判定
- ② 被災建築物に関する相談・助言等の活動

（3）協定締結日

令和7年7月7日

3 西武信用金庫、三井住友海上火災保険株式会社との防災・減災取り組み連携に関する協定

（1）協定締結先

西武信用金庫、三井住友海上火災保険株式会社

（2）主な協定内容

- ① 指定避難場所への円滑な誘導に関する協力
- ② 各種資源の活用及び連携した防災・減災の推進
- ③ 防災イベント等の開催による防災意識の向上及び推進

（3）協定締結日

令和7年7月1日